

小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓等に使えます。

女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデア等を生かした新たな事業活動を支援します。

※ 小規模事業者とは、従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の会社・個人事業主です。

300万円の事業に最大で200万円の補助(補助率:2/3)が出ます。

人件費、謝金、旅費、機械装置等費、原材料費、展示会等出展費、広報費、委託費(デザイン、市場調査等)などに使えます。

「認定支援機関」(金融機関等)が計画策定～実行をサポートします。

「認定支援機関である金融機関」または「金融機関と連携している認定支援機関」に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

※ 「認定支援機関」とは、地域の金融機関や公的な支援機関、税理士や弁護士、中小企業診断士など国の認定を受けた機関で、ちいさな企業の身近な相談窓口です。

▼ 以下のような、新商品・新サービスの開発等の際に使える補助金です ▼

① 特定のニーズに対応した特定市場型

他者が容易に取り組むことができないニッチな市場に対応した、早期に事業化が見込める事業活動

<事例>

機能性とファッション性を兼ね備えた高齢者向け下着が販売されていないことから、女性の感性と知見を生かした新商品を開発。



② 地域のニーズに対応した地域特化型

地域において相当程度普及しておらず、地域のニーズに対応した、早期に事業化が見込める事業活動

<事例>

地域における買い物が困難である独居高齢者のために、長期保存することができる総菜詰め合わせの、配達サービスの提供。



▼ お問い合わせ先(事業計画書提出先) ▼

▼ 小規模事業者活性化補助金 事務局 ▼

住 所: 〒104-8411 東京都中央区築地1-11-10

電話番号: 03-5551-9295 ※問い合わせの対応時間は10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日除く)となります。

ホームページ: <http://www.shokibo-kassei.jp/>

本事業の申請受付・相談対応は中小企業庁の委託を受けた小規模事業者活性化補助金事務局で一括して行います。